

一時帰宅の子ども預かりについて

大熊町への一時帰宅（警戒区域立入）のために、乳幼児を一時預かります。

- 0歳児から未就学児まで、家族や親族、知人にも乳幼児を預けることができない子どもをお預かりします(定員 30名)。
- 預り時間は午前7時～午後5時30分ですが立入時間により変動します。
- 預り場所は、大熊町託児室（6月1日開設）か大熊町役場会津若松出張所となります。子どもの送迎は保護者で対応願います。
- ・平日の立入の場合： 大熊町託児室（福島県立葵高等学校の正門に隣接）
会津若松市西栄町8-36 日本基督教団若松栄町教会内
- ・土日の立入の場合： 大熊町役場 会津若松出張所内の臨時預り室
- 利用料金： 無料としますが、衣服類や昼食等は保護者持参となります。
- 子どもの送迎： 保護者対応でお願いします。
- 申込方法： 立入決定日の5日前までに、役場窓口かFaxで申してください。

【受付時間】 平日の8時30分～午後5時15分

【問い合わせ先】 大熊町役場会津若松出張所 電話 0242-26-3844（代表）

申込先のFax 0242-26-3794 託児中の連絡先 080-3303-4124

一時帰宅の子ども預かり申込書（窓口・Fax送信用）

保護者の^{ふりがな}氏名 (父) _____ (母) _____

子どもの^{ふりがな}名前 _____ (男・女) _____ 歳 _____ ヶ月

子どもの^{ふりがな}名前 _____ (男・女) _____ 歳 _____ ヶ月

連絡先（携帯電話） _____ - _____ - _____

現在の所在地：〒 _____

大熊町への立入予定日：※ _____ 月 _____ 日 (行政区名) _____ 区

※立入は行政区単位となります。日程が未定の場合は記入しないで下さい。

大熊町の住所： 大熊町大字 _____ 字 _____ 番地 _____

特記事項：(例・食べ物アレルギー「小麦粉・牛乳」、おしゃぶり、持病等)